

運営指導基準（指定計画相談支援）

○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）

「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）

「厚労令 28」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）

「平 24 厚労告 125」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号）

「障発 0330 第 22 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号）

「障発 1031001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第 1 基本方針	（１）指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(利用者等)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。 （２）指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。 （３）指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。 （４）指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。 （５）指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。	支援法第 51 条の 24 厚労令 28 第 2 条第 1 項 厚労令 28 第 2 条第 2 項 厚労令 28 第 2 条第 3 項 厚労令 28 第 2 条第 4 項 厚労令 28 第 2 条第 5 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
3 従たる事業所を設置する場合における特例	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員が配置されているか。	厚労令 28 第 4 条の 2 第 1 項、第 2 項
第 3 運営に関する基準		支援法第 51 条の 24 第 2 項
1 内容及び手続の説明及び同意	（１）指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った計画相談支援対象障害者等(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 （２）利用者との間で当該指定計画相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をし、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、 - ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 - イ 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援の内容 - ウ 当該指定計画相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 - エ 指定計画相談支援の提供開始年月日 - オ 指定計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面を交付しているか。また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。	厚労令 28 第 5 条第 1 項 厚労令 28 第 5 条第 2 項 社会福祉法 第 77 条第 1 項 社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項 障発 0330 第 22 通知 第二 2(1)
2 契約内容の報告等	（１）指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 （２）指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。	厚労令 28 第 6 条第 1 項 厚労令 28 第 6 条第 2 項
3 提供拒否の禁止	指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは、 （１）当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 （２）利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 （３）運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 （４）その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合等をいう。	厚労令 28 第 7 条 障発 0330 第 22 通知 第二 2(3)

4 サービス提供困難時の対応	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	厚労令 28 第 8 条
5 受給資格の確認	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、支援法第 5 条第 23 項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確認しているか。	厚労令 28 第 9 条
6 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助	指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	厚労令 28 第 10 条
7 身分を証する書類の携行	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	厚労令 28 第 11 条 障発 0330 第 22 通知 第二 2 (7)
8 計画相談支援給付費の額等の受領	(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき支援法第 51 条の 17 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。 (2) 指定特定相談支援事業者は、(1) の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができるが、支払を受けているか。 (3) 指定特定相談支援事業者は、(1) 及び (2) の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。 (4) 指定特定相談支援事業者は、(2) の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、その額について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。	厚労令 28 第 12 条第 1 項 厚労令 28 第 12 条第 2 項 厚労令 28 第 12 条第 3 項 厚労令 28 第 12 条第 4 項
9 利用者負担額に係る管理	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき支援法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	厚労令 28 第 13 条

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。 (2) 指定特定相談支援事業者は、8の(1)の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。	厚労令 28 第 14 条第 1 項 厚労令 28 第 14 条第 2 項
11 指定計画相談支援の具体的取扱方針	(1) 指定計画相談支援の方針は、第 1 に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 ① 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。 ② 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 ③ 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。 (2) 指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第 1 に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 ① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。 ② 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。 ③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。 ④ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。	厚労令 28 第 15 条第 1 項 厚労令 28 第 15 条第 1 項第 1 号 厚労令 28 第 15 条第 1 項第 2 号 厚労令 28 第 15 条第 1 項第 3 号 厚労令 28 第 15 条第 2 項 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 1 号 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 2 号 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 3 号 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 4 号

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	⑤ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。 ⑥ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 ⑦ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 ⑧ 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。 ⑨ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に支援法第5条第8項に定める短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。 ⑩ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、支援法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。 ⑪ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。 ⑫ 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（テレビ電話装置等の活用可能。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ⑬ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	厚労令 28 第15条第2項第5号 厚労令 28 第15条第2項第6号 厚労令 28 第15条第2項第7号 厚労令 28 第15条第2項第8号 障発 0330 第22 通知 第二2(11)⑩ 厚労令 28 第15条第2項第9号 厚労令 28 第15条第2項第10号 厚労令 28 第15条第2項第11号 厚労令 28 第15条第2項第12号 厚労令 28 第15条第2項第13号

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	⑭ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。 (3) 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第 1 に規定する基本方針、(1) 及び (2) に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 ① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング(利用者についての継続的な評価を含む。))を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。 ② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、支援法第 5 条第 23 項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。 ③ (2) の①から⑨まで及び⑫から⑭までの規定は、(3) の①に規定するサービス等利用計画の変更について準用しているか。 ④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 ⑤ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。 ⑥ 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合は、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接をすることができる。 (1) 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域(平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号)に定める地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。 (2) 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。	厚労令 28 第 15 条第 2 項第 14 号 厚労令 28 第 15 条第 3 項 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 1 号 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 2 号 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 3 号 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 4 号 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 5 号 厚労令 28 第 15 条の 2

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
12 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	厚労令 28 第 16 条
13 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	厚労令 28 第 17 条
14 管理者の責務	（１）指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 （２）指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に第１から第３の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	厚労令 28 第 18 条第 1 項 厚労令 28 第 18 条第 2 項
15 運営規程	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	厚労令 28 第 19 条
16 勤務体制の確保等	（１）指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 （２）指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。 ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。	厚労令 28 第 20 条第 1 項 障発 0330 第 22 通知 第二 2（17）① 厚労令 28 第 20 条第 2 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
17 業務継続計画の策定等	(3) 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定特定相談支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	厚労令 28 第 20 条第 3 項 障発 0330 第 22 通知 第二 2 (17) ③
	(4) 指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	厚労令 28 第 20 条第 4 項
	(1) 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	厚労令 28 第 20 条の 2 第 1 項
	(2) 指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	厚労令 28 第 20 条の 2 第 2 項
18 設備及び備品等	(3) 指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	厚労令 28 第 20 条の 2 第 3 項
	指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか（貸与を受けているものでも可）。	厚労令 28 第 21 条
	(1) 専用の事務室又は明確に特定されている区画があるか。 (2) 申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。 (3) 必要な設備・備品等を確保しているか。 (ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備及び備品等を使用することは差し支えない。)	障発 0330 第 22 通知 第二 2 (19)
19 衛生管理等	(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	厚労令 28 第 22 条第 1 項
	(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	厚労令 28 第 22 条第 2 項
	(3) 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	厚労令 28 第 22 条第 3 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
20 掲示等	② 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。 (1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定特定相談支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 (2) 指定特定相談支援事業者は、(1) に規定する重要事項の公表に努めているか。	厚労令 28 第 23 条第 1 項、第 2 項 厚労令 28 第 23 条第 3 項
21 秘密保持等	(1) 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	厚労令 28 第 24 条第 1 項 厚労令 28 第 24 条第 2 項 厚労令 28 第 24 条第 3 項
22 広告	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	厚労令 28 第 25 条
23 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止	(1) 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 (2) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 (3) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。	厚労令 28 第 26 条第 1 項 厚労令 28 第 26 条第 2 項 厚労令 28 第 26 条第 3 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
24 苦情解決	(1) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (5) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 (7) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	厚労令 28 第 27 条第 1 項 厚労令 28 第 27 条第 2 項 厚労令 28 第 27 条第 3 項 厚労令 28 第 27 条第 4 項 厚労令 28 第 27 条第 5 項 厚労令 28 第 27 条第 6 項 厚労令 28 第 27 条第 7 項
25 事故発生時の対応	(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 (3) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	厚労令 28 第 28 条第 1 項 厚労令 28 第 28 条第 2 項 厚労令 28 第 28 条第 3 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
26 虐待の防止	指定特定相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定特定相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	厚労令 28 第 28 条の 2
27 会計の区分	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	厚労令 28 第 29 条
28 記録の整備	（１）指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 （２）指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日（その完結の日）から 5 年間保存しているか。 ア 11(3)①に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 イ 個々の利用者ごとに以下に掲げる事項を記載した相談支援台帳 （ア）サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 （イ）アセスメントの記録 （ウ）サービス担当者会議等の記録 （エ）モニタリングの結果の記録 ウ 13 に規定する市町村への通知に係る記録 エ 24 に規定する苦情の内容等の記録 オ 25 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	厚労令 28 第 30 条第 1 項 厚労令 28 第 30 条第 2 項 障発 0330 第 22 通知 第二 2 (28)
第 4 届出等		
1 変更の届出	指定特定相談支援事業者は、支援法施行規則第 34 条の 60 第 1 項に掲げる事項（支援法施行規則第 34 条の 59 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第 5 号から第 7 号まで、第 11 号及び第 13 号に掲げる事項）に変更があったときは、10 日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 ※ 指定特定相談支援事業者が変更の届出を要する事項 （１）事業所の名称及び所在地 （２）申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 （３）申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	支援法第 51 条の 25 第 3 項 支援法施行規則 第 34 条の 60 第 1 項 支援法施行規則 第 34 条の 59 第 1 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
2 業務管理体制の整備	(4) 事業所の平面図 (5) 事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴 (6) 運営規程 (7) 当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関する事項 (8) 役員の氏名、生年月日及び住所 (1) 指定特定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。 ア 指定を受けている事業所の数が 1 以上 20 未満の指定相談支援事業者 (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。 イ 指定を受けている事業所の数が 20 以上 100 未満の指定相談支援事業者 (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ 指定を受けている事業所の数が 100 以上の指定相談支援事業者 (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。 (2) 指定特定相談支援事業者（指定特定相談支援事業所が八王子市域のみに所在する指定特定相談支援事業者）は、八王子市長に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が 20 以上の指定相談支援事業者に限る。） エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が 100 以上の指定相談支援事業者に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。	支援法第 51 条の 22 第 3 項 支援法第 51 条の 31 第 1 項 支援法施行規則 第 34 条の 61 支援法第 51 条の 31 第 2 項 支援法施行規則 第 34 条の 62

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第5 計画相談支援 給付費の算定及び 取扱い		支援法第51条の17 第2項
1 基本事項	(1) 指定計画相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第125号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域計画支援に要した費用の額となっているか。) (2) (1)の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚労告125の一 平18厚労告539 平24厚労告125の二
2 計画相談支援費		
(1) サービス利用 支援費	サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。 ① 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）までについては、平成27年厚生労働省告示第180号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の一に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ただし、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。 ② サービス利用支援費（Ⅰ）については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ③ サービス利用支援費（Ⅱ）については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。	平24厚労告125 別表1の注1 平27厚労告180の一
(2) 継続サービス 利用支援費	継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。	平24厚労告125 別表1の注2

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
(3) その他	① 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、平成27年厚生労働省告示第180号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の一に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ただし、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。 ② 継続サービス利用支援費(Ⅰ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ③ 継続サービス利用支援費(Ⅱ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。	平27厚労告180の一
	① 指定特定相談支援事業者が、第3の11の(2)の⑦(第3の11の(3)の③において準用する場合を含む)、⑩、⑪若しくは⑫から⑭まで(第3の11の(3)の③において準用する場合を含む)又は第3の11の(3)の②に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 ② 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 ③ 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。	平24厚労告125 別表1の注3 平24厚労告125 別表1の注4 平24厚労告125 別表1の注5
	④ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。 ア 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 582単位 イ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 582単位 ウ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 582単位 エ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) 582単位 オ サービス利用支援費(Ⅰ) 582単位 カ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) 633単位 キ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) 633単位 ク 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) 633単位 ケ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) 633単位 コ 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 633単位	平24厚労告125 別表1の注6

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	⑤ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。 ア 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 894 単位 イ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 894 単位 ウ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 894 単位 エ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) 894 単位 オ サービス利用支援費(Ⅰ) 894 単位 カ サービス利用支援費(Ⅱ) 54 単位 キ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) 945 単位 ク 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) 945 単位 ケ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) 945 単位 コ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) 945 単位 サ 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 945 単位 シ 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 243 単位 ⑥ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援費(Ⅱ)を除く。)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき20単位を所定単位数から減算しているか。 ⑦ 支援法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ⑧ 第3の17に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ⑨ 第3の26に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ⑩ 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合(①及び②に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ⑪ 平成27年厚生労働省告示第180号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の二に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又は機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。	平24厚労告125 別表1の注7 平24厚労告125 別表1の注8 平24厚労告125 別表1の注9 平24厚告125 別表の1の注10 平24厚告125 別表の1の注11 平24厚告125 別表の1の注12 平24厚告125 別表の1の注13

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
3 利用者負担上限 額管理加算	指定特定相談支援事業者が、第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 125 別表 2 の注
4 初回加算	(1) 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の平成 27 年厚生労働省告示第 180 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の三に定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 (2) 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から 3 月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。)は、所定単位数に、300 単位に当該面接した月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 125 別表 3 の注 1 平 27 厚労告 180 の三 平 24 厚労告 125 別表 3 の注 2
5 主任相談支援専門員加算	(1) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が平成 30 年厚生労働省告示第 115 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、該当する区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。 ① 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) 300 単位 ② 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 100 単位 (2) 主任相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定障害児相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。	平 24 厚労告 125 別表 4 の注 1 平 30 厚告 115 平 24 厚告 125 別表の 4 の注 2
6 入院時情報連携 加算	計画相談支援対象障害者等が医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所(病院等)に入院するに当たり、平成 27 年厚生労働省告示第 180 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の五に定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) 300 単位 (2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) 150 単位	平 24 厚労告 125 別表 5 の注 平 27 厚労告 180 の五

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
7 退院・退所加算	障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉法(昭和 22 年法第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)、生活保護法(昭和 25 年法第 144 号)第 38 条第 2 項に規定する救護施設若しくは同条第 3 項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法第 50 号)第 3 条に規定する刑事施設、少年院法(平成 26 年法第 58 号)第 3 条に規定する少年院若しくは更生保護事業法(平成 7 年法第 86 号)第 2 条第 7 項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法(平成 11 年法第 93 号)第 15 条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法(平成 19 年法第 88 号)第 62 条第 3 項若しくは第 85 条第 3 項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第 62 条第 2 項の救護若しくは同法第 85 条第 1 項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援(障害福祉サービス等)を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合(同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき 3 回を限度として所定単位数を加算しているか。(4 の初回加算を算定する場合を除く。)	平 24 厚労告 125 別表 6 の注
8 居宅介護支援事業所等連携加算	指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1 月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの(①から⑥までに掲げる場合のそれぞれについて 2 回を限度とする。)を合算した単位数を加算しているか。 また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して 6 月以内において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1 月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。 ① 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(指定居宅介護支援等)の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所(「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。)に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合 150 単位 ② 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に 2 回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(月に 1 回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費(以下「サービス利用支援費等」という。)を算定する月を除く。) 300 単位	平 24 厚労告 125 別表 7 の注

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
9 医療・保育・教育 機関等連携加算	③ 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（サービス利用支援費等を算定する月を除く。） 300 単位 ④ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第 27 条第 2 項に規定する障害者就業・生活センター又は当該通常の事業所の事業主等（障害者就業・生活センター等）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合 150 単位 ⑤ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に 2 回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に 1 回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費等を算定する月を除く。） 300 単位 ⑥ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活センター等が開催する会議に参加する場合（サービス利用支援費等を算定する月を除く。） 300 単位 (1) 指定特定相談支援事業者が、次の①から③までに該当する 場合に、1 月にそれぞれ①から③までに掲げる単位数を加算しているか。 ① 第 1 の（3）に規定する福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合（計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度とし、4 の初回加算を算定する場合及び 7 の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）次のア又はイに掲げる場合に应じ、それぞれア又はイに掲げる単位数 ア 指定サービス利用支援を行った場合 200 単位 イ 指定継続サービス利用支援を行った場合 300 単位 ② 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1 月に 3 回を限度とし、同一の病院等については 1 月に 1 回を限度とする。）（サービス利用支援費等を算定する場合に限る。） 300 単位 ③ 福祉サービス等提供機関からの求めに应じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合（サービス利用支援費等を算定する場合に限る。） 150 単位	平 24 厚告 125 別表の 8 の注 1

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	(2) (1) の③については、次の①又は②に掲げる福祉サービス提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度とする。 ① 病院等及び障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 57 条第 3 項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。） ② 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）	平 24 厚告 125 別表の 8 の注 2
10 集中支援加算	(1) 指定特定相談支援事業者が、次の①から⑤までに該当する場合に、1 月にそれぞれ①から⑤までに掲げる単位数を加算しているか。ただし、①から③までについては、計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度とする。 ① 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に 2 回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に 1 回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費等を算定する月を除く。） 300 単位 ② サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（サービス利用支援費等を算定する月を除く。） 300 単位 ③ 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（サービス利用支援費等、入院時情報連携加算の入院時情報連携加算（Ⅰ）又は退院・退所加算を算定する月を除く。） 300 単位 ④ 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1 月に 3 回を限度とし、同一の病院等については 1 月に 1 回を限度とする。）（サービス利用支援費等を算定する月を除く。） 300 単位 ⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を行った場合（サービス利用支援費等を算定する月を除く。） 150 単位 (2) (1) の⑤については、次の①又は②に掲げる福祉サービス等提供機関ごとにそれぞれ計画相談支援対象障害者 1 人につき一月 1 回を限度とする。 ① 病院等及び訪問看護ステーション等 ② 福祉サービス等提供機関（病院等訪問看護ステーション等を除く。）	平 24 厚告 125 別表の 9 の注 1
		平 24 厚告 125 別表の 9 の注 2

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
11 サービス担当者 会議実施加算	指定継続サービス利用支援を行うに当たり、第3の11の(2)の⑫に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定しない。	平 24 厚労告 125 別表 10 の注
12 サービス提供時 モニタリング加算	指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し(障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して)、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。	平 24 厚労告 125 別表 11 の注
13 行動障害支援体 制加算	平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の六に定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 行動障害支援体制加算(Ⅰ) 60 単位 (2) 行動障害支援体制加算(Ⅱ) 30 単位	平 24 厚労告 125 別表 12 の注 平 27 厚労告 180 の六
14 要医療児者支援 体制加算	平成27年厚生労働省告示第180号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の七に定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 要医療児者支援体制加算(Ⅰ) 60 単位 (2) 要医療児者支援体制加算(Ⅱ) 30 単位	平 24 厚労告 125 別表 13 の注 平 27 厚労告 180 の七

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
15 精神障害者支援体制加算	平成 27 年厚生労働省告示第 180 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の八に定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1 月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 精神障害者支援体制加算(Ⅰ) 60 単位 (2) 精神障害者支援体制加算(Ⅱ) 30 単位	平 24 厚労告 125 別表 14 の注 平 27 厚労告 180 の八
16 高次脳機能障害者支援体制加算	平成 27 年厚生労働省告示第 180 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の九に定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1 月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 高次脳機能障害者支援体制加算(Ⅰ) 60 単位 (2) 高次脳機能障害者支援体制加算(Ⅱ) 30 単位	平 24 厚労告 125 別表 14 の 2 の注 平 27 厚労告 180 の九
17 ピアサポート体制加算	平成 27 年厚生労働省告示第 180 号「こども家庭庁長官及び厚生労働省が定める基準」の十に適合するものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 125 別表 15 の注 平 27 厚労告 180 の十
18 地域生活支援拠点等相談強化加算	平成 27 年厚生労働省告示第 180 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の十一に定める基準に適合するものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(要支援者)が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援者 1 人につき 1 月に 4 回を限度として所定単位数を加算しているか。(当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該自立生活援助事業者が平成 18 年厚生労働省告示第 523 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準」の別表介護給付費等単位数表第 14 の 3 の 6 の緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が平成 24 年厚生労働省告示第 124 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表の第 2 の 1 の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。)	平 24 厚労告 125 別表 16 の注 平 27 厚労告 180 の十一

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
19 地域体制強化共同支援加算	平成 27 年厚生労働省告示第 180 号「厚生労働大臣が定める基準」の十二に定める基準に適合するものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に第 1 の（3）に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか 3 者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 125 別表の 17 の注 平 27 厚告 180 の十二
20 遠隔地訪問加算	計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、4 の初回加算（（2）に該当する場合に限る。）、6 の入院時情報連携加算（（Ⅰ）を算定する場合に限る。）、7 の退院・退所加算、8 の居宅介護支援事業所等連携加算（②、⑤に限る。）、9 の医療・保育・教育機関等連携加算（①、②に限る。）又は、10 の集中支援加算（①、④に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。 ただし、4 の初回加算については、4 の（2）に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。	平 24 厚告 125 別表の 18 の注

